

～ゴルフ場において農薬の使用を予定されている事業者の皆様へ～

農薬使用計画書の提出について



ゴルフ場において農薬を使用しようとするときには、毎年度、農薬を使用する最初の日までに、農薬使用計画書を提出する必要があります。

農薬使用計画書に変更があるとき

計画書に変更が生じた場合、変更農薬使用計画書を提出する必要があります。

農薬使用計画書の提出方法

北海道農政事務所ホームページに、農薬使用計画書（ゴルフ場）エクセルファイルを掲載していますので、作成の際に御活用ください。

※入力補助ありを御利用いただくと、農薬登録番号を入力するだけで、農薬の名称、農薬の種類、用途が自動で入力されます。

農薬使用計画書の間違いやすいポイントを北海道農政事務所ホームページ「農薬使用計画書の提出について」にまとめていますので、確認の上、記入してください。

提出は

- ①メール（下記メールアドレス）
- ②郵送（下記提出先）
- ③eMAFF（農林水産省共通申請サービス）

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin>

※農林水産省共通申請サービスをご利用いただく際には、事前登録が必要です。

- ①～③のいずれかの方法で提出してください。



提出・問い合わせ先

農林水産省北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課 農薬管理係
〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル
Tel：011-330-8815

メール提出先：n_keikaku_hokkaido@maff.go.jp

eMAFFによる提出：<https://e.maff.go.jp/GuestPortal>

北海道農政事務所ホームページ 農薬使用計画書の提出について：
<https://www.maff.go.jp/hokkaido/anzen/kanri/nouyaku/keikaku.html>

農薬を使用するものが順守すべき基準を定める省令についてはこちら

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/anzen/kanri/nouyaku/attach/pdf/keikaku-3.pdf>